

## (2) 千葉県関係

### 1. 総務部

| 項目                     | 住所変更 |                                       | 問い合わせ                         |
|------------------------|------|---------------------------------------|-------------------------------|
|                        | 要不要  | 手続き等                                  |                               |
| 自動車税、自動車取得税申告書         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                     | 自動車税事務所<br>TEL043-243-2721    |
| その他の県税                 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                     | 佐倉県税事務所<br>TEL043-483-1115    |
| 特例民法法人の定款又は寄附行為の変更認可申請 | 不要   | 定款又は寄附行為の変更認可を経ることなく変更し、その旨を届け出てください。 | 各公益法人所管課                      |
| 特例民法法人の登記に関する届出        | 要    | 登記をした後に届出が必要となります。                    |                               |
| 学校法人の寄附行為の変更認可申請       | 要    | 学校法人寄附行為変更届の提出が必要です。                  | 学事課私学振興室<br>TEL043-223-2155   |
| 私立学校の学則(園則)変更          | 要    | 学則(園則)変更届の提出が必要です。                    | 学事課企画宗務室<br>TEL043-223-2120   |
| 宗教法人規則の変更認証申請          | 不要   | 規則の変更認証を得ることなく変更し、その旨を届け出てください。       |                               |
| 危険物関連・危険物取扱者免状         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                     | 消防地震防災課消防室<br>TEL043-223-2177 |
| 危険物関連・製造等の許可届出         | 不要   |                                       |                               |
| 消防用設備等関連・消防設備士免状       | 不要   |                                       |                               |

### 2. 総合企画部

| 項目    | 住所変更 |   | 問い合わせ   |
|-------|------|---|---|
|       | 要不要  | 手続き等  |   |
| パスポート | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※旅券申請のために取得した申請前(6カ月以内)の住民票、戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。 | 中央旅券事務所<br>TEL043-238-5715<br>北総県民センター<br>TEL043-483-1458 |

### 3. 健康福祉部

| 項目                                 | 住所変更 |   | 問い合わせ   |
|------------------------------------|------|---|---|
|                                    | 要不要  | 手続き等  |   |
| 社会福祉法人及び公益法人の認可(健康福祉指導課関係)         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※定款変更時に併せて手続きを行ってください。 | 健康福祉指導課調整指導室<br>TEL043-223-2351                           |
| 戦傷病者手帳                             | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                           | 健康福祉指導課援護恩給室<br>TEL043-223-2346                           |
| 被爆者手帳                              | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                           | 健康福祉指導課援護恩給室<br>TEL043-223-2349                           |
| 在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業訪問看護承認通知書 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                           | 疾病対策課<br>TEL043-223-2662<br>印旛健康福祉センター<br>TEL043-483-1133 |
| スモンはり等施術受給者票                       | 不要   |   |   |
| 先天性血液凝固因子障害等受給者証                   | 不要   |   |   |
| 特定疾患医療受給者票・特定疾患登録者証                | 不要   |   |   |
| 特定疾患特別介護手当認定票                      | 不要   |   |   |
| 児童扶養手当証書                           | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※住所は更新時に変更されます。        | 児童家庭課<br>TEL043-223-2320                                  |
| 母子寡婦福祉資金貸付・返済                      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                           | 児童家庭課(母子福祉担当)<br>TEL043-223-2320                          |
| 小児慢性特定疾患医療受診券                      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                           | 児童家庭課(母子保健担当)<br>TEL043-223-2332                          |
| 自立支援医療(育成医療)受給者証                   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                           | 印旛健康福祉センター<br>TEL043-483-1134                             |
| 養育医療券                              | 不要   |   |   |
| 療育券                                | 不要   |   |   |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。

| 項目                             | 住所変更 |  | 問い合わせ  |
|--------------------------------|------|--|--|
|                                | 要不要  | 手続き等   |  |
| 社会福祉法人及び公益法人の認可<br>(児童家庭課関係)   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※定款変更時に併せて手続きを行ってください。        | 児童家庭課子ども家庭支援室<br>TEL043-223-2322<br>児童家庭課少子化対策室<br>TEL043-223-2324                             |
| 社会福祉法人及び公益法人の定款変更(高齢者福祉課関係)    | 要    | 事務所の所在地、基本財産の所在地の変更が必要です。<br>※直近の定款変更時に併せて実施も可能です。 | 高齢者福祉課施設福祉推進室<br>TEL043-223-2350   |
| 障害福祉サービス事業所等の変更届               | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | (施設系サービス)<br>障害福祉課施設福祉推進室<br>TEL043-223-2308<br>(居宅系サービス)<br>障害福祉課地域生活支援室<br>TEL043-223-2336   |
| 社会福祉法人及び公益法人の認可<br>(障害福祉課関係)   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※定款変更時に併せて手続きを行ってください。        | (社会福祉法人関係)<br>障害福祉課施設福祉推進室<br>TEL043-223-2308<br>(公益法人関係)<br>障害福祉課障害保健福祉推進室<br>TEL043-223-2340 |
| 特別児童扶養手当証書                     | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※住所は更新時に変更されます。               | 障害福祉課障害保健福祉推進室<br>TEL043-223-2340  |
| 心身障害者扶養年金に関する届出                | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 障害福祉課障害保健福祉推進室<br>TEL043-223-2340  |
| 身体障害者福祉法第15条による医師指定書           | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 障害福祉課障害保健福祉推進室<br>TEL043-223-2306  |
| 自立支援医療(精神通院医療)受給者証             | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 障害福祉課精神保健福祉推進室<br>TEL043-223-2334  |
| 精神障害者保健福祉手帳                    | 不要   |  |  |
| 介護保険指定事業所の指定                   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 保険指導課介護保険室<br>TEL043-223-2395  |
| 助産所開設許可(届出)事項中一部変更届            | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 印旛健康福祉センター<br>TEL043-483-1133  |
| 病院(診療所)開設許可(届出)事項中一部変更届        | 不要   |  |  |
| 准看護師養成所の学則変更                   | 要    | 学則変更届が必要です。  | 医療整備課医師・看護師確保推進室<br>TEL043-223-3877  |
| 保健師等修学資金                       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  |  |
| 衛生検査所登録申請                      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 医療整備課管理指導室<br>TEL043-223-3884  |
| 介護老人保健施設の許可等                   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 医療整備課管理指導室<br>TEL043-223-3879  |
| 公益法人の定款(寄附行為)変更認可申請            | 不要   | 定款(寄附行為)記載の事務所の住所については、許可手続きなく、定款(寄附行為)の変更が可能です。   | 医療整備課管理指導室<br>TEL043-223-3878  |
| 医療法人の定款(寄附行為)変更認可申請            | 要    | 定款(寄附行為)記載の住所の変更認可申請をしてください。必要書類については、お問い合わせください。  |  |
| 医療機器販売業・賃貸業の許可                 | 不要   |  |  |
| 毒物劇物取締法に基づく登録                  | 不要   |  |  |
| 薬局・医薬品販売業の許可(配置販売業を除く)         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 印旛健康福祉センター<br>TEL043-483-1133  |
| 薬事法に基づく登録販売者の従事登録              | 不要   |  |  |
| 医薬品製造業等の許可(薬局医薬品製造業等のみ)        | 不要   |  |  |
| 麻薬取扱者の免許(卸業者、小売業者、施用者、管理者、研究者) | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 薬務課<br>TEL043-223-2620   |
| 薬局・医薬品販売業の許可(配置販売業のみ)          | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                                  | 薬務課<br>TEL043-223-2614   |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。

| 項 目                               | 住所変更 |                   | 問い合わせ   |
|-----------------------------------|------|-------------------|---|
|                                   | 要不要  | 手続き等              |   |
| 医薬品等製造販売業等の許可<br>(薬局医薬品製造販売業等を除く) | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 薬務課<br>TEL043-223-2619                                  |
| 温泉法の許可                            | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 薬務課<br>TEL043-223-2618<br>印旛健康福祉センター<br>TEL043-483-1133 |
| 専用水道・簡易専用水道・<br>小規模水道に関する届出       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 印旛健康福祉センター<br>TEL043-483-1133                           |
| 食品営業許可                            | 不要   |                   |   |
| ふぐ処理師免許申請                         | 不要   |                   |   |
| ふぐ営業認証                            | 不要   |                   |   |
| 危険な動物の飼養(保管)等の許可                  | 不要   |                   |   |
| 化製場設置等の許可                         | 不要   |                   |   |
| 製菓衛生師免許申請                         | 不要   |                   |   |
| 動物取扱業の届出                          | 不要   |                   |   |
| 特定建築物の届出                          | 不要   |                   |   |
| 特定建築物事業登録                         | 不要   |                   |   |
| 理容所、美容所、クリー<br>ニング所の開設の届出         | 不要   |                   |   |
| 旅館業、公衆浴場業、興<br>行場の営業許可            | 不要   |                   |   |

#### 4. 環境生活部

| 項 目  | 住所変更 |                   | 問い合わせ  |
|--|------|-------------------|--|
|  | 要不要  | 手続き等              |  |
| 環境保全条例に係る自動<br>車環境管理計画書  | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 大気保全課自動車公害対策室<br>TEL043-223-3810   |
| 自動車から排出される窒<br>素酸化物及び粒子状物質<br>の特定地域における総量<br>の削減等に関する特別措<br>置法(自動車NOx・PM法)<br>第17条に係る計画書 | 不要   |                   |  |
| 千葉県ディーゼル自動車<br>から排出される粒子状物<br>質の排出の抑制に関する<br>条例に係る粒子状物質対<br>策地域外運行届                      | 不要   |                   |  |
| ダイオキシン類特別措置<br>法に係る特定施設(大気<br>基準適用施設)設置届等  | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 大気保全課大気・特殊公害指導室<br>TEL043-223-3804<br>北総県民センター地域環境保全課<br>TEL043-483-1447 |
| 大気汚染防止法に係るば<br>い煙発生施設設置届等  | 不要   |                   |  |
| 千葉県揮発性有機化合物<br>の排出及び飛散の抑制の<br>ための取組の促進に関す<br>る条例に基づく届出等                                  | 不要   |                   |  |
| 特定化学物質の環境への排<br>出量の把握等および管理の<br>改善の促進に関する法律に基<br>づく第一種指定化学物質の<br>排出量及び移動量の届出等            | 不要   |                   |  |
| 建築物用地下水の採取の規制に関<br>する法律に基づく地下水採取許可   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 水質保全課<br>TEL043-223-3812   |
| 工業用水法に係る井戸使用許可   | 不要   |                   |  |
| 千葉県環境保全条例に基<br>づく揚水施設設置許可  | 不要   |                   |  |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。

| 項目   | 住所変更 |  | 問い合わせ   |
|--|------|--|---|
|  | 要不要  | 手続き等   |   |
| 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書き確認                                       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 水質保全課<br>TEL043-223-3822                                |
| 湖沼水質保全特別措置法に係る指定施設の設置届出                                    | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 北総県民センター地域環境保全課<br>TEL043-483-1447                      |
| 水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置届出                                       | 不要   |  |   |
| ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の設置届出                                | 不要   |  |   |
| 千葉県環境保全条例に基づく特定施設の設置届出                                     | 不要   |  |   |
| 鳥獣捕獲許可証、従事者証、狩猟免状、狩猟者登録証                                   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※更新時や変更許可申請時、狩猟者登録申請時に併せて手続きを行ってください。<br>※書き換えを希望される方は、住所地を管轄する県の機関の担当窓口で手続きできます。 | 自然保護課<br>TEL043-223-2972<br>北総県民センター<br>TEL043-483-1447 |
| 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)に係る第一種フロン類回収業者の登録 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※更新時や変更届時に併せて手続きを行ってください。<br>※書き換えを希望される方は、変更届を提出してください。                          | 廃棄物指導課産業廃棄物指導室<br>TEL043-223-4658                       |
| 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に係るフロン類回収業者の登録                | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※更新時や変更届時に併せて手続きを行ってください。<br>※書き換えを希望される方は、変更届を提出してください。                          |   |
| 貸金業の登録   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 県民生活課<br>TEL043-223-2795                                |
| 特定非営利活動法人の認証   | 要    | 定款変更届出書(第5号様式)事務所所在地の変更を届け出てください。なお、役員住所が合併により変更になる場合も、役員の変更等届出書の提出が必要です。                              | NPO活動推進課企画法人室<br>TEL043-223-4137                        |
| 交通安全推進隊登録証   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 生活・交通安全課交通安全対策室<br>TEL043-223-2263                      |
| 交通モニター登録証  | 不要   |  |   |

## 5. 商工労働部

| 項目                 | 住所変更 |   | 問い合わせ                           |
|--------------------|------|---|---------------------------------|
|                    | 要不要  | 手続き等  |                                 |
| 事業協同組合等の定款変更認可     | 要    | 組合の地区または事務所の所在地について定款変更を行い、認可申請を行う必要があります。                                  | 経済政策課商工団体室<br>TEL043-223-2732   |
| 大規模小売店舗立地法の届出      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※届出している店舗で、合併に伴い店舗の名称、設置する者または小売業者名を変更する場合は変更届け出が必要です。 | 経営支援課商業・大型店室<br>TEL043-223-2932 |
| 工場立地の届出            | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※合併に伴い会社名、工場名等を変更される場合は変更手続きが必要となります。                  | 産業振興課産業企画室<br>TEL043-223-2719   |
| 液化石油ガス設備士免状        | 要    | 市町村が発行する住所表示変更証明書を添付のうえ、書き換え申請してください。                                       | 保安課<br>TEL043-223-2729          |
| 電気工事業者登録・届出        | 要    | 市町村が発行する住所表示変更証明書を添付のうえ、変更届出を提出してください。                                      | 保安課<br>TEL043-223-2722          |
| 電気工事士免状(第1種、2種)    | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。   |                                 |
| 火薬庫設置許可、庫外貯蔵指示書    | 不要   |   |                                 |
| 火薬類譲受、譲渡、消費等の許可、届出 | 不要   |   |                                 |
| 火薬類製造許可            | 不要   |   |                                 |
| 火薬類の輸入許可           | 不要   |   |                                 |
| 火薬類販売許可            | 不要   |   |                                 |
| 猟銃の製造、販売許可         | 不要   |   |                                 |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。

| 項 目              | 住所変更 |                   | 問い合わせ   |
|------------------|------|-------------------|---|
|                  | 要不要  | 手続き等              |   |
| 高圧ガス関連免状         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 保安課<br>TEL043-223-2737                                |
| 高圧ガス関連・製造許可・届出   | 不要   |                   |   |
| 砂利・岩石・土採取計画認可書   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 保安課<br>TEL043-223-2735<br>北総県民センター<br>TEL043-483-1138 |
| 砂利採取・採石・土採取取扱業登録 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 保安課<br>TEL043-223-2735                                |
| 計量証明事業の登録申請      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 保安課計量検定所<br>TEL043-251-7209                           |
| 適正計量管理事務所指定申請    | 不要   |                   |   |
| 特定計量器修理事業の届出     | 不要   |                   |   |
| 特定計量器製造事業の届出     | 不要   |                   |   |
| 特定計量器届出販売事業の届出   | 不要   |                   |   |
| 通訳案内業免許          | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 観光課<br>TEL043-223-2418                                |
| 旅行者、旅行者代理業の登録    | 不要   |                   |   |

## 6. 農林水産部

| 項 目                    | 住所変更 |  | 問い合わせ                               |                            |
|------------------------|------|--|-------------------------------------|----------------------------|
|                        | 要不要  | 手続き等   |                                     |                            |
| 知事登録肥料の申請              | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 農林総合研究センター検査業務課<br>TEL043-291-1875  |                            |
| 指定配合肥料の届出              | 不要   |  |                                     |                            |
| 特殊肥料生産(輸入)業者の届出        | 不要   |  |                                     |                            |
| 肥料販売業務開始の届出            | 不要   |  |                                     |                            |
| 農薬販売届                  | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 農林総合研究センター病害虫防除課<br>TEL043-291-6077 |                            |
| 土地改良区の印鑑登録変更           | 要    | 登録事項変更届を、各地域の農林振興センターへ提出します。                               | 印旛農林振興センター<br>TEL043-483-1131       |                            |
| 土地改良区の定款変更             | 要    | 事務所の所在地及び地区の表示については、届出を各地域の農林振興センターへ提出します。                 | 農村振興課<br>TEL043-223-2781            |                            |
| 動物用医薬品等の製造及び製造販売業の許可   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※許可更新時に住所変更の手続きを行います。                 | 畜産課<br>TEL043-223-2938              |                            |
| 飼料(飼料添加物)製造(輸入)業者の届出   | 要    | 変更届の手続きを行ってください。   | 農林総合研究センター検査業務課<br>TEL043-291-1875  |                            |
| 飼料(飼料添加物)販売業者の届出       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 北部家畜保健衛生所<br>TEL0478-54-1291        |                            |
| 家畜人工授精所の開設許可           | 要    | 申請事項異動届の手続きを行ってください。                                       |                                     |                            |
| ふ化業者の登録                | 要    | 登録申請事項変更届の手続きを行ってください。                                     |                                     |                            |
| 飼育動物の診療施設の開設届出         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  |                                     |                            |
| 動物用医薬品販売業許可            | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※許可更新時に住所変更の手続きを行います。                 |                                     |                            |
| 動物用管理医療機器販売・賃貸業届出      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  |                                     |                            |
| 動物用高度管理医療機器等販売・賃貸業許可   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※許可更新時に住所変更の手続きを行います。                 |                                     |                            |
| 保安林(保安施設地区)作業許可申請書     | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  |                                     | 北部林業事務所<br>TEL0475-82-3121 |
| 保安林(保安施設地区)指定施設要件変更申請書 | 不要   |  |                                     |                            |
| 保安林(保安施設地区)内間伐(択伐)届出書  | 不要   |  |                                     |                            |
| 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書  | 不要   |  |                                     |                            |
| 保安林指定(解除)申請書           | 不要   |  |                                     |                            |
| 林地開発許可申請               | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※合併に伴い会社名、組織名等を変更される場合は変更手続きが必要となります。 | 印旛農林振興センター<br>TEL043-483-1124       |                            |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。

| 項 目              | 住所変更 |   | 問い合わせ                       |
|------------------|------|---|-----------------------------|
|                  | 要不要  | 手続き等                                      |                             |
| 県有林産物の指名競争入札参加資格 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                         | 森林課<br>TEL043-223-3630      |
| 林業種苗生産事業者登録      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                         |                             |
| 共同・区画・定置漁業権の免許   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。                         | 水産課漁業調整室<br>TEL043-223-3042 |
| 漁業の許可            | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※漁業許可更新時に住所の変更を行います。 |                             |
| 漁船登録             | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※変更登録等の機会に変更を行います。   |                             |
| 遊漁船業者の登録         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>※変更届出等の機会に変更を行います。   |                             |

## 7. 県土整備部

| 項 目                          | 住所変更 |  | 問い合わせ                                  |
|------------------------------|------|--|--|
|                              | 要不要  | 手続き等   |  |
| 被災宅地危険度判定士                   | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 都市計画課開発審査室<br>TEL043-223-3240          |
| 開発行為の変更許可申請                  | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 都市計画課開発審査室<br>TEL043-223-3245          |
| 開発行為の変更届出                    | 不要   |  | 印旛地域整備センター宅地指導課<br>TEL043-483-1142     |
| 解体工事業の登録                     | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 技術管理課<br>建設リサイクル推進室<br>TEL043-223-3440 |
| 建設業の許可                       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 建設・不動産課建設業・契約室<br>TEL043-223-3108      |
| 宅地建物取引業者免許、宅地建物取引主任者の登録      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 建設・不動産課不動産業室<br>TEL043-223-3238        |
| 千葉県建設工事等入札参加者資格者名簿           | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 建設・不動産課建設業・契約室<br>TEL043-223-3116      |
| 道路占用許可                       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 印旛地域整備センター管理課<br>TEL043-483-1143       |
| 河川区域内の土地の掘削等の許可              | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 印旛地域整備センター管理課<br>TEL043-483-1143       |
| 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可             | 不要   |  |  |
| 公有水面埋立に係る免許                  | 不要   |  |  |
| 地すべり防止区域内の行為許可               | 不要   |  |  |
| 流水の占用の許可                     | 不要   |  |  |
| 河川区域内の土地の占用の許可               | 不要   |  |  |
| 河川区域内の工作物の新築等の許可             | 不要   |  |  |
| 河川区域内の土石等の採取の許可              | 不要   |  |  |
| 港湾法、千葉県港湾管理条例等に基づく許可書等       | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 港湾課港湾管理室<br>TEL043-223-3836            |
| 都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可      | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 都市整備課市街地整備室<br>TEL043-223-3616         |
| 土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等の許可 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 都市整備課市街地整備室<br>TEL043-223-3243         |
| 土地区画整理組合の定款の変更               | 不要   |  |  |
| 土地区画整理組合の理事の住所の届出            | 不要   |  |  |
| 屋外広告業の登録                     | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。  | 公園緑地課景観づくり推進室<br>TEL043-223-3279       |
| 指定確認検査機関指定                   | 不要   | 住所及び事務所の所在地の変更届は不要です。<br>※定款または業務規程上の住所表示を変更した場合は、変更届出が必要です。 | 建築指導課建築監視室<br>TEL043-223-3186          |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。

| 項目                    | 住所変更 |   | 問い合わせ                         |
|-----------------------|------|---|-------------------------------|
|                       | 要不要  | 手続き等  |                               |
| 建築士事務所登録              | 不要   | 事務所所在地の変更届は不要です。  | 建築指導課指導防災室<br>TEL043-223-3183 |
| 二級・木造建築士住所            | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。   |                               |
| 浄化槽工事業の登録(特例浄化槽工事業者)届 | 不要   | 住所及び事務所の所在地の変更届は不要です。<br>※合併に伴い地名等を付した会社名、組織名を変更する場合は、変更手続きが必要です。 | 建築指導課建築監視室<br>TEL043-223-3186 |
| 建築確認済証                | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。   | 建築指導課建築審査室<br>TEL043-223-3188 |
| 千葉県福祉のまちづくり条例適合証      | 不要   |   |                               |
| 被災建築物応急危険度判定士         | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。   | 建築指導課指導防災室<br>TEL043-223-3183 |
| 長期優良住宅建築等計画の認定        | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。   | 住宅課住宅政策室<br>TEL043-223-3255   |

## 8. 出納局

| 項目              | 住所変更 |                   | 問い合わせ                  |
|-----------------|------|-------------------|------------------------|
|                 | 要不要  | 手続き等              |                        |
| 収入証紙売りさばき人住所変更届 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 出納局<br>TEL043-223-3309 |

## 9. 水道局

| 項目       | 住所変更 |                   | 問い合わせ                            |
|----------|------|-------------------|----------------------------------|
|          | 要不要  | 手続き等              |                                  |
| 水道使用者の住所 | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 水道局業務振興課営業指導室<br>TEL043-211-8448 |

## 10. 企業庁

| 項目        | 住所変更 |               | 問い合わせ                        |
|-----------|------|---------------|------------------------------|
|           | 要不要  | 手続き等          |                              |
| 行政資産使用許可書 | 要    | 住所変更の届出が必要です。 | 企業庁管理部財務課<br>TEL043-296-8729 |
| 普通資産貸付契約書 | 要    |               |                              |

## 11. 教育庁

| 項目                   | 住所変更 |                                | 問い合わせ                              |
|----------------------|------|--------------------------------|------------------------------------|
|                      | 要不要  | 手続き等                           |                                    |
| 特例民法法人の定款(寄附行為)の変更   | 要    | 法人において変更手続きをした後に、その旨を届け出てください。 | 教育庁教育総務課文書・情報室<br>TEL043-223-4010  |
| 県立図書館の資料貸出券          | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。              | 教育庁生涯学習課社会教育振興室<br>TEL043-223-4071 |
| まなびシステム“ちばネット”手帳     | 不要   |                                |                                    |
| 社会教育主事資格認定証書         | 不要   |                                |                                    |
| 県指定文化財の所在地・伝承地・地域の変更 | 不要   | 所在地等の変更手続きは必要ありません。            | 教育庁文化財課文化財保護室<br>TEL043-223-4082   |
| 銃砲刀剣類の登録             | 不要   | 住所変更の手続きは必要ありません。              | 教育庁文化財課学芸振興室<br>TEL043-223-4128    |
| 博物館の登録               | 要    | 博物館登録事項等変更届を提出してください。          |                                    |

## 12. 選挙管理委員会

| 項目         | 住所変更 |  | 問い合わせ                      |
|------------|------|--|----------------------------|
|            | 要不要  | 手続き等   |                            |
| 資金管理団体の異動届 | 要    | 政治資金規正法第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届の提出が必要となります。 | 選挙管理委員会<br>TEL043-223-2142 |
| 政治団体の異動届   | 要    | 政治資金規正法第7条の規定による届出事項の異動届の提出が必要となります。           |                            |

◎住所表示変更の証明書が必要な場合は、合併後、市役所(市民課)・支所・出張所で交付します(無料)。